

取引参加者における注文管理体制に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第26条の規定に基づき、取引参加者が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。

2 前項の注文管理体制の整備は、取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の市場における有価証券の売買（当取引所の定める売買立会による売買に限る。）に関して、取引参加者における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(社内規則の制定)

第2条 取引参加者は、取引参加者が行う注文管理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を整備することとする。

- (1) 顧客の注文内容の確認等に関する事項
- (2) 注文の発注制限に関する事項
- (3) 承認者の設置に関する事項
- (4) 社内規則の周知徹底等に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

(顧客の注文内容の確認等)

第3条 取引参加者は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。

- (1) 銘柄、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容
- (2) 顧客の資力及び属性（特定投資家等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。）第117条の2第1項に規定する特定投資家等をいう。）に該当することを含む。）、売買商品その他の顧客に関する情報

2 取引参加者は、顧客の資力をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

(注文の発注制限)

第4条 取引参加者は、当取引所の市場において注文を発注するに当たり、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。

- (1) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を禁止する制限
- (2) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を行う前に承認を要する制限

(承認者の設置)

第5条 取引参加者は、前条第2号の承認を行う者を当取引所の市場へ発注を行う部店ごとに設置するものとする。ただし、他の部店を通じて発注を行う場合であって、当該他の部店において当該承認を行うときは、この限りでない。

(注文発注システムによる対応)

第6条 取引参加者は、第4条各号に掲げる制限を当該取引参加者が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとする。

(社内規則の周知徹底等)

第7条 取引参加者は、第2条の社内規則について、役職員に周知徹底を図り、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日